

別表第一（第三条、第四条関係）

事業の種類	事業の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件
一 道路の新設又は改築の事業	イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十二条第一項に規定する指定都市高速道路（以下「高速自動車国道等」という。）であるものを除く。）であつて、道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定により道路管理者が自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの（以下「自動車専用道路」という。）の新設の事業	車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第六号に規定する付加追越車線、同条第七号に規定する登坂車線、同条第八号に規定する屈折車線及び同条第九号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上のもの（配慮地域内にあつては、車線の数が二以上のもの）	
	ロ 自動車専用道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	車線の数の増加に係る部分（改築後の車線数が四以上であるものに限り。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限り。）の長さの合計が一キロメートル以上であるもの（配慮地域内にあつては、車線の数の増加に係る部分（改築後の車線数が二以上であるものに限り。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が二以上であるものに限り。）の長さの合計が一キロメートル以上であるもの）	
	ハ 道路法第三条第二号から第四号までに掲げる道路（高速自動車国道等又は自動車専用道路であるも	車線の数が四以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるもの（配慮地域内にあつては、車	車線の数が四以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上十キロメートル未満である道路を設けるもの（配慮地

<p>のを除く。以下「一般国道等」という。)の新設の事業</p>	<p>線の数が四以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上である道路又は車線の数が二以上四未満であり、かつ、長さが十二キロメートル以上である道路を設けるもの)</p>	<p>域内にあっては、車線の数が四以上であり、かつ、長さが三キロメートル以上六キロメートル未満の道路又は車線の数が二以上四未満であり、かつ、長さが六キロメートル以上十二キロメートル未満の道路を設けるもの)</p>
<p>ニ 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの</p>	<p>車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が十キロメートル以上であるもの（配慮地域内にあるものは、車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が六キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が二以上四未満であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が二以上四未満であるものに限る。）の長さの合計が十二キロメートル以上であるもの)</p>	<p>車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が六キロメートル以上十キロメートル未満であるもの（配慮地域内にあるものは、車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が三キロメートル以上六キロメートル未満であるもの又は車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が二以上四未満であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が二以上四未満であるものに限る。）の長さの合計が六キロメートル以上十二キロメートル未満であるもの)</p>
<p>ホ 道路運送法（昭和二十六年）法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道（以下「自動車道」という。）の新設の事業</p>	<p>車線の数が四以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるもの（配慮地域内にあるものは、車線の数が四以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上である道路又は車線の数が二以上四未満であり、かつ、長さが十二キロメートル以上の道路を設けるもの)</p>	<p>車線の数が四以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上十キロメートル未満である道路を設けるもの（配慮地域内にあるものは、車線の数が四以上であり、かつ、長さが三キロメートル以上六キロメートル未満の道路又は車線の数が二以上四未満であり、かつ、長さが六キロメートル以上十二キロメートル未満の道路を設けるもの)</p>
<p>ヘ 自動車道の改築の事業であって、車線の数を増加</p>	<p>車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以</p>	<p>車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以</p>

	<p>させるもの</p>	<p>上であるものに限る。)の長さが十キロメートル以上であるもの(配慮地域内にあつては、車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。)の長さが六キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が二以上四未満であるものに限る。)の長さが十二キロメートル以上であるもの)</p>	<p>上であるものに限る。)の長さが六キロメートル以上十キロメートル未満であるもの(配慮地域内にあつては、車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。)の長さが三キロメートル以上六キロメートル未満であるもの又は車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が二以上四未満であるものに限る。)の長さが六キロメートル以上十二キロメートル未満であるもの)</p>
	<p>ト 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号の農業用道路(以下「農道」という。)の新設の事業</p>	<p>車線に相当するもの(以下「車線相当部」という。)の数が四以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である農道を設けるもの(配慮地域内にあつては、車線相当部の数が四以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上である農道又は車線相当部の数が二以上四未満であり、かつ、長さが十二キロメートル以上の農道を設けるもの)</p>	<p>車線相当部の数が四以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上十キロメートル未満の農道を設けるもの(配慮地域内にあつては、車線相当部の数が四以上であり、かつ、長さが三キロメートル以上六キロメートル未満の農道又は車線相当部の数が二以上四未満であり、かつ、長さが六キロメートル以上十二キロメートル未満の農道を設けるもの)</p>
	<p>チ 農道の改築の事業であつて、農道の区域を変更して車線相当部の数を増加させるもの</p>	<p>車線相当部の数の増加に係る部分(改築後の車線相当部の数が四以上であるものに限る。)の長さが十キロメートル以上であるもの(配慮地域内にあつては、車線相当部の増加に係る部分(改築後の車線相当部の数が四以上であるものに限る。)の長さが六キロメートル以上であるもの又は車線相当部の増加に係る部分(改築後の車線相当部の数が二以上四未満であるものに限る。)の長さが十二キロメートル以上であるもの)</p>	<p>車線相当部の数の増加に係る部分(改築後の車線相当部の数が四以上であるものに限る。)の長さが六キロメートル以上十キロメートル未満であるもの(配慮地域内にあつては、車線相当部の増加に係る部分(改築後の車線相当部の数が四以上であるものに限る。)の長さが三キロメートル以上六キロメートル未満であるもの又は車線相当部の増加に係る部分(改築後の車線相当部の数が二以上四未満であるものに限る。)の長さが六キロメートル以上十二キロメートル未満であるもの)</p>
	<p>リ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第二項第四号の林道(以下「林道」という。)の開設の事業</p>	<p>車線相当部の数が四以上若しくは車道部に相当する部分(以下「車道相当部」という。)の幅員が十一メートル以上であり、かつ、長さが十</p>	<p>車線相当部の数が四以上若しくは車道部の幅員が十一メートル以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上十キロメートル未満である</p>

		<p>キロメートル以上である林道を設けるもの（配慮地域内にあつては、車線相当部の数が四以上若しくは車道相当部の幅員が十一メートル以上であり、かつ、長さが六キロメートル以上である林道又は車道相当部の幅員が五・五メートル以上十一メートル未満であり、かつ、長さが十二キロメートル以上である林道を設けるもの）</p>	<p>林道を設けるもの（配慮地域内にあつては、車線相当部の数が四以上若しくは車道相当部の幅員が十一メートルであり、かつ、長さが三キロメートル以上六キロメートル未満である林道又は車道相当部の幅員が五・五メートル以上十一メートル未満であり、かつ、長さが六キロメートル以上十二キロメートル未満である林道を設けるもの）</p>
	<p>又 林道の改良の事業であつて、林道の幅員を拡大させるもの</p>	<p>車線相当部の数若しくは車道相当部の幅員の増加に係る部分（改良後の車線相当部の数が四以上若しくは車道相当部の幅員が十一メートル以上であるものに限る。）の長さが十キロメートル以上であるもの（配慮地域内にあつては、車線相当部の数若しくは車道相当部の幅員の増加に係る部分（改良後の車線相当部の数が四以上若しくは車道相当部の幅員が十一メートル以上であるものに限る。）の長さが六キロメートル以上であるもの又は車道相当部の幅員の増加に係る部分（改良後の車道相当部の幅員が五・五メートル以上十一メートル未満であるものに限る。）の長さが十二キロメートル以上であるもの）</p>	<p>車線相当部の数若しくは車道相当部の幅員の増加に係る部分（改良後の車線相当部の数が四以上若しくは車道相当部の幅員が十一メートル以上であるものに限る。）の長さが六キロメートル以上十キロメートル未満であるもの（配慮地域内にあつては、車線相当部の数若しくは車道相当部の幅員の増加に係る部分（改良後の車線相当部の数が四以上若しくは車道相当部の幅員が十一メートル以上であるものに限る。）の長さが三キロメートル以上六キロメートル未満であるもの又は車道相当部の幅員の増加に係る部分（改良後の車道相当部の幅員が五・五メートル以上十一メートル未満であるものに限る。）の長さが六キロメートル以上十二キロメートル未満であるもの）</p>
<p>二 ダム、放水路又は堰（せき）の新築又は改築の事業</p>	<p>イ ダムの新築の事業であつて、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下「河川」という。）に関して実施されるもの（当該ダムが水力発電の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その</p>	<p>河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号に規定するサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号に規定する常時満水位）における貯水池の水面の面積（以下「貯水面積」という。）が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、貯水面積が三十ヘクタール以上であるもの）</p>	<p>貯水面積が三十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、貯水面積が十五ヘクタール以上三十ヘクタール未満であるもの）</p>

<p>代表する者) が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第十五号に規定する発電事業者</p>		
<p>(その者が国土交通大臣、知事、独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下「発電事業者」という。) であるもの(当該水力発電所の出力が五の項ホに規定する規模以上である場合に限る。) 及び当該水力発電所の専用設備に該当するものを除く。)</p>		
<p>ロ 放水路の新築の事業であって、河川法第八条に規定する河川工事(以下「河川工事」という。) として実施されるもの</p>	<p>五十ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの(配慮地域内にあるものは、三十ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの)</p>	<p>三十ヘクタール以上五十ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更するもの(配慮地域内にあるものは、十五ヘクタール以上三十ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更するもの)</p>
<p>ハ 堰(せき)の新築の事業であって、河川に関して実施されるもの(当該堰(せき)が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が五の項ホに規定する規模以上である場合に限る。) 及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p>	<p>計画湛(たん)水位(堰(せき)の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰(せき)によってたたえることとした流水の最高の水位で堰(せき)の直上流部におけるものをいう。)における湛(たん)水区域(以下単に「湛(たん)水区域」という。)の面積(以下「湛(たん)水面積」という。)が五十ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあるものは、湛(たん)水面積が三十ヘクタール以上であるもの)</p>	<p>湛(たん)水面積が三十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあるものは、湛(たん)水面積が十五ヘクタール以上三十ヘクタール未満であるもの)</p>
<p>ニ 堰(せき)の改築の事業であって河川に関して実施されるもの(当該堰(せき)が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が二以上である</p>	<p>湛(たん)水面積が五十ヘクタール以上増加することとなるもの(配慮地域内にあるものは、湛(たん)水面積が三十ヘクタール以上増加することとなるもの)</p>	<p>湛(たん)水面積が三十ヘクタール以上五十ヘクタール未満増加することとなるもの(配慮地域内にあるものは、湛(たん)水面積が十五ヘクタール以上三十ヘクタール未満増加することとなるもの)</p>

	場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が五の項ホに規定する規模以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）		
三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道及び同法附則第六項第一号に規定する新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（同項二号に規定する新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業	長さが十キロメートル以上である鉄道を設けるもの（配慮地域内にあつては、長さが六キロメートル以上である鉄道を設けるもの）	長さが六キロメートル以上十キロメートル未満である鉄道を設けるもの（配慮地域内にあつては、長さが三キロメートル以上六キロメートル未満である鉄道を設けるもの）
	ロ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業	改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるもの（配慮地域内にあつては、改良に係る部分の長さが六キロメートル以上であるもの）	改良に係る部分の長さが六キロメートル以上十キロメートル未満であるもの（配慮地域内にあつては、改良に係る部分の長さが三キロメートル以上六キロメートル未満であるもの）
	ハ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業	長さが十キロメートル以上である軌道を設けるもの（配慮地域内にあつては、長さが六キロメートル以上である軌道を設けるもの）	長さが六キロメートル以上十キロメートル未満である軌道を設けるもの（配慮地域内にあつては、長さが三キロメートル以上六キロメートル未満である軌道を設けるもの）
	ニ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業	改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるもの（配慮地域内にあつては、改良に係る部分の長さが六キロメートル以上であるもの）	改良に係る部分の長さが六キロメートル以上十キロメートル未満であるもの（配慮地域内にあつては、改良に係る部分の長さが三キロメートル以上六キロメートル未満であるもの）

四 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	イ 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第七十五条第一項の陸上飛行場及びその施設又は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)が設置する陸上飛行場及びその施設(以下「陸上飛行場等」という。)の設置の事業	長さが二千五百メートル以上である滑走路を設けるもの(配慮地域内にあつては、長さが千メートル以上である滑走路を設けるもの)	長さが千メートル以上二千五百メートル未満である滑走路を設けるもの
	ロ 滑走路の新設を伴う陸上飛行場等の変更の事業	新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるもの(配慮地域内にあつては、新設する滑走路の長さが千メートル以上であるもの)	新設する滑走路の長さが千メートル以上二千五百メートル未満であるもの
	ハ 滑走路の延長を伴う陸上飛行場等の変更の事業	延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であり、かつ、滑走路を五百メートル以上延長するもの(配慮地域内にあつては、延長後の滑走路の長さが千メートル以上であり、かつ、滑走路を二百メートル以上延長するもの)	延長後の滑走路の長さが千メートル以上二千五百メートル未満であり、かつ、滑走路の長さを二割以上延長するもの
	ニ 航空法施行規則第七十五条第一項の陸上ヘリポート及びその施設又は自衛隊が設置する陸上ヘリポート及びその施設(以下「陸上ヘリポート等」という。)の設置の事業	長さが二十メートル以上である滑走路を設けるもの(配慮地域内にあつては、全事業)	
	ホ 滑走路の新設を伴う陸上ヘリポート等の変更の事業	新設する滑走路の長さが二十メートル以上であるもの(配慮地域内にあつては、全事業)	
	ヘ 滑走路の延長を伴う陸上ヘリポート等の変更の事業	延長後の滑走路の長さが二十メートル以上であり、かつ、滑走路を四メートル以上延長するもの(配慮地域内にあつては、全事業)	
	五 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	イ 火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事の事業	出力が一万キロワット以上であるもの(配慮地域内にあつては、全事業)
ロ 火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事の事業		出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの(配慮地域内にあつては、全事業)	
ハ 水力発電所の設置の工		出力が三万キロワット以上	出力が一万八千キロワット

<p>事の事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰(せき)が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築である部分を除く。)</p>	<p>であるもの(配慮地域内にあつては、出力が一万八千キロワット以上であるもの)</p>	<p>以上三万キロワット未満であるもの(配慮地域内にあつては、出力が九千キロワット以上一万八千キロワット未満であるもの)</p>
<p>ニ 水力発電所の変更の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰(せき)が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築である部分を除く。)</p>	<p>出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの(配慮地域内にあつては、出力が一万八千キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの)</p>	<p>出力が一万八千キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの(配慮地域内にあつては、出力が九千キロワット以上一万八千キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの)</p>
<p>ホ 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第一条第二項第二号に規定する送電線路(架空のものに限る。以下「送電線路」という。)の設置の工事(支持物の設置を伴うものに限る。)の事業</p>	<p>電圧が五十万ボルト以上であるもの(配慮地域内にあつては、電圧が五十万ボルト以上又は電圧が十七万ボルト以上でこう長が四キロメートル以上であるもの)</p>	<p>電圧が十七万ボルト以上でこう長が四キロメートル以上であるもの(配慮地域内にあつては、電圧が十七万ボルト以上でこう長が一キロメートル以上四キロメートル未満であるもの)</p>
<p>ヘ 送電線路の変更の工事(支持物の設置を伴うものに限る。)の事業</p>	<p>電圧が五十万ボルト以上であるもの(軽微な変更の工事業で環境への影響が少ないものと知事が認めるものを除く。)(配慮地域内にあつては、電圧が五十万ボルト以上であるもの(軽微な変更の工事業で環境への影響が少ないものと知事が認めるものを除く。))又は電</p>	<p>電圧が十七万ボルト以上で四キロメートル以上のこう長の延長を伴うもの(配慮地域内にあつては、電圧が十七万ボルト以上で一キロメートル以上四キロメートル未満のこう長の延長を伴うもの)</p>

		圧が十七万ボルト以上で四キロメートル以上のこう長の延長を伴うもの)	
	ト 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)第一条第四号に規定する変電所又は同条第五号に規定する開閉所の建設の用に供するためになされる土地(緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためのものを含む。)の造成の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの)	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの)
	チ 太陽電池発電所(建築物に設置するものを除く。)の設置の工事の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの)	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの)
	リ 太陽電池発電所(建築物に設置するものを除く。)の変更の工事の事業	発電設備の新設を伴うものであつて、当該発電設備の新設の工事の事業の施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、発電設備の新設を伴うものであつて、当該発電設備の新設の工事の事業の施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの)	発電設備の新設を伴うものであつて、当該発電設備の新設の工事の事業の施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、発電設備の新設を伴うものであつて、当該発電設備の新設の工事の事業の施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの)
六 工場又は事業場の新設又は増設の事業	イ 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業、熱供給業又は電気供給業に係る工場又は事業場であつて、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項のばい煙発生施設又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項の特定施設を有するもの(以下この部において「工場」という。)の新設の事業	排出ガス量(温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの湿り排出ガスの最大量をいい、再生可能エネルギー源(エネルギー源として、永続的に利用することができる太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)をいう。)を利用する自家発電施設(自らが維持	

		し、及び運用する発電設備を用いて、自家消費を目的として発電を行う施設（電力系統に送電するものを除く。）に限る。）において発生するものを除く。以下同じ。）が四万立方メートル以上（ガスタービン（温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した湿り排出ガス一立方メートルにつき窒素酸化物三十五立方センチメートル程度以下のものに限る。以下同じ。）にあっては、燃料等が完全燃焼したときの排出ガス量中の二酸化炭素が四千キログラム以上）又は排出水量（一日当たりの平均的な量をいう。以下同じ。）が一万立方メートル以上であるもの（配慮地域内にあっては、排出ガス量が一万六千立方メートル以上（ガスタービンにあっては、燃料等が完全燃焼したときの排出ガス量中の二酸化炭素が千六百キログラム以上）又は排出水量が四千立方メートル以上であるもの）	
	ロ 工場の増設（更新（既存のばい煙発生施設又は特定施設と同一の敷地内に当該既存の施設の用途と同一の用途に供する新たな施設を設置する場合であって、当該既存の施設の全部又は一部の除却を伴うものをいう。）を含む。以下この項において同じ。）の事業	工場の増設の事業の前後において、排出ガス量が四万立方メートル以上（ガスタービンにあっては、燃料等が完全燃焼したときの排出ガス量中の二酸化炭素が四千キログラム以上）又は排出水量が一万立方メートル以上増加するもの（配慮地域内にあっては、排出ガス量が一万六千立方メートル以上（ガスタービンにあっては、燃料等が完全燃焼したときの排出ガス量中の二酸化炭素が千六百キログラム以上）又は排出水量が四千立方メートル以上増加するもの）	
七 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処	埋立処分の用に供される場所の面積（以下「埋立処分面積」という。）が八ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあっては、埋立処分面積が三・二ヘクタール以上であるもの）	

業	分場」という。)又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業		
	ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業	埋立処分面積が八ヘクタール以上増加するもの(配慮地域内にあつては、埋立処分面積が三・二ヘクタール以上増加するもの)	
	ハ 廃棄物処理法第八条第一項に規定するごみ処理施設で焼却により処理するもの(以下「ごみ焼却施設」という。)の設置の事業	一時間当たりの処理能力が六トン以上であるもの(配慮地域内にあつては、一時間当たりの処理能力が二・四トン以上であるもの)	
	ニ ごみ焼却施設の規模の変更の事業	一時間当たりの処理能力が六トン以上増加するもの(配慮地域内にあつては、一時間当たりの処理能力が二・四トン以上増加するもの)	
	ホ 廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設(コミュニティ・プラントを除く。以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業	一日当たりの処理能力が百五十キロリットル以上であるもの(配慮地域内にあつては、一日当たりの処理能力が六十キロリットル以上であるもの)	
	ヘ し尿処理施設の規模の変更の事業	一日当たりの処理能力が百五十キロリットル以上増加するもの(配慮地域内にあつては、一日当たりの処理能力が六十キロリットル以上増加するもの)	
	ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第七条第三号、第五号、第八号、第十二号又は第十三号の二に規定する産業廃棄物の処理施設(以下「産業廃棄物中間処理施設」という。)の設置の事業	一時間当たりの処理能力が六トン以上であるもの(配慮地域内にあつては、一時間当たりの処理能力が二・四トン以上であるもの)	
	チ 産業廃棄物中間処理施設の規模の変更の事業	一時間当たりの処理能力が六トン以上増加するもの(配慮地域内にあつては、一時間当たりの処理能力が二・四ト	

		ン以上増加するもの)	
八 畜産施設の新設又は増設の事業	イ 畜産施設（牛舎、豚舎又は鶏舎）の新設の事業	飼育する牛の頭数二千五百頭以上の規模を有する施設、飼育する豚の頭数（繁殖雌豚（繁殖の用に供する雌豚をいう。）にあつては一頭につき二頭の、子豚（離乳してから体重が三十キログラムに達するまでの豚をいう。）にあつては一頭につき〇・三頭の割合で換算した頭数（一頭未満の端数があるときは、これを一頭とする。）とし、哺乳（ほ）乳豚（離乳するまでの豚をいう。）の頭数を除く。以下同じ。）一万頭以上の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数五十万羽以上の規模を有する施設を設けるもの（配慮地域内にあつては、飼育する牛の頭数千五百頭以上の規模を有する施設、飼育する豚の頭数五千頭以上の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数二十五万羽以上の規模を有する施設を設けるもの）	飼育する牛の頭数千五百頭以上二千五百頭未満の規模を有する施設、飼育する豚の頭数五千頭以上一万頭未満の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数二十五万羽以上五十万羽未満の規模を有する施設を設けるもの（配慮地域内にあつては、飼育する牛の頭数千頭以上千五百頭未満の規模を有する施設、飼育する豚の頭数三千頭以上五千頭未満の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数五万羽以上二十五万羽未満の規模を有する施設を設けるもの）
	ロ 畜産施設（牛舎、豚舎又は鶏舎）の増設の事業	飼育する牛の頭数二千五百頭以上の規模を有する施設、飼育する豚の頭数一万頭以上の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数五十万羽以上の規模を有する施設を増設するもの（配慮地域内にあつては、飼育する牛の頭数千五百頭以上の規模を有する施設、飼育する豚の頭数五千頭以上の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数二十五万羽以上の規模を有する施設を増設するもの）	飼育する牛の頭数千五百頭以上二千五百頭未満の規模を有する施設、飼育する豚の頭数五千頭以上一万頭未満の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数二十五万羽以上五十万羽未満の規模を有する施設を増設するもの（配慮地域内にあつては、飼育する牛の頭数千頭以上千五百頭未満の規模を有する施設、飼育する豚の頭数三千頭以上五千頭未満の規模を有する施設又は飼養する鶏の羽数五万羽以上二十五万羽未満の規模を有する施設を増設するもの）
九 大規模建築物の建設事業	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物の新築の事業	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第六号の規定による建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が百メートル以上又は同項第四号に規定する延べ面積（以下	

		「延べ面積」という。)が十 万平方メートル以上である もの(配慮地域内にあつて は、建築物の高さが六十メ ートル以上又は延べ面積が四 万平方メートル以上である もの)	
十 土地区 画整理事 業	土地区画整理法(昭和二十九 年法律第百十九号)第二条第 一項に規定する土地区画整 理事業である事業	施行区域の面積が百ヘクタ ール以上であるもの(配慮地 域内にあつては、施行区域の 面積が五十ヘクタール以上 であるもの)	施行区域の面積が五十ヘク タール以上百ヘクタール未 満であるもの(配慮地域内 にあつては、施行区域の面積 が二十ヘクタール以上五十 ヘクタール未満であるもの)
十一 新住 宅市街地 開発事業	新住宅市街地開発法(昭和三十 八年法律第百三十四号)第 二条第一項に規定する新住 宅市街地開発事業である事 業	施行区域の面積が五十ヘク タール以上であるもの(配慮 地域内にあつては、施行区域 の面積が二十ヘクタール以 上であるもの)	施行区域の面積が二十ヘク タール以上五十ヘクタール 未満であるもの(配慮地域内 にあつては、施行区域の面積 が五ヘクタール以上二十ヘ クタール未満であるもの)
十二 新都 市基盤整 備事業	新都市基盤整備法(昭和四十 七年法律第八十六号)第二 条第一項に規定する新都市 基盤整備事業である事業	施行区域の面積が五十ヘク タール以上であるもの(配慮 地域内にあつては、施行区域 の面積が二十ヘクタール以 上であるもの)	施行区域の面積が二十ヘク タール以上五十ヘクタール 未満であるもの(配慮地域内 にあつては、施行区域の面積 が五ヘクタール以上二十ヘ クタール未満であるもの)
十三 流通 業務用地 又は流通 業務団地 の造成事 業	流通業務施設(流通業務市街 地の整備に関する法律(昭和 四十一年法律第百十号)第五 条第一項第一号から第六号 までに掲げる種類の施設を いう。)又は小売業の用に供 する事務所若しくは店舗の 用に供される敷地及びこれ に隣接し、緑地、道路その 他の施設の用に供される敷地 として計画的に取得され、又 は造成される一団の土地の 造成の事業並びに同法第二 条第二項に規定する流通業 務団地造成事業である事業	施行区域の面積が五十ヘク タール以上であるもの(配慮 地域内にあつては、施行区域 の面積が二十ヘクタール以 上であるもの)	施行区域の面積が二十ヘク タール以上五十ヘクタール 未満であるもの(配慮地域内 にあつては、施行区域の面積 が五ヘクタール以上二十ヘ クタール未満であるもの)
十四 工業 用地又は 工業団地 の造成事 業	製造業(物品の加工修理業を 含む。)、ガス供給業、熱供 給業又は電気供給業に係る 工場又は事業場一又は二以 上の建設の用に供するため になされる土地(これらの敷 地を包含する一団の土地の 上に設置される緑地、道路そ の他の施設の設置の用に供 するためのものを含む。)の	施行区域の面積が五十ヘク タール以上であるもの(配慮 地域内にあつては、施行区域 の面積が二十ヘクタール以 上であるもの)	施行区域の面積が二十ヘク タール以上五十ヘクタール 未満であるもの(配慮地域内 にあつては、施行区域の面積 が五ヘクタール以上二十ヘ クタール未満であるもの)

	造成の事業		
十五 宅地 又は住宅 団地の造 成事業	一又は二以上の住宅の建設の用に供するためになされる土地（これらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためのものを含む。）の造成の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
十六 農用 地の造成 事業	土地改良法第二条第二項第三号の農用地の造成事業（農用地間の地目変換の事業を除く。）である事業	施行区域の面積（家畜の放牧を目的とする農用地の造成事業の場合においては、その面積に農用地の造成を伴わない家畜の放牧のための区域の面積（実際の面積に五分の一を乗じて得たもの）を含む。以下この項において同じ。）が百ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が四十ヘクタール以上であるもの）	施行区域の面積が四十ヘクタール以上百ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が十ヘクタール以上四十ヘクタール未満であるもの）
十七 スポ ーツ又は レクリエ ーション 施設用地 の造成事 業	ゴルフ場、スキー場、別荘団地、キャンプ場、サーキット場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地又は動物園その他のスポーツ若しくはレクリエーション施設一又は二以上の建設の用に供するためになされる土地（これらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためのものを含む。）の造成の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上（スキー場については、形質変更を行う土地の面積が三十ヘクタール以上）であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上（スキー場については、形質変更を行う土地の面積が十二ヘクタール以上）であるもの）	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満（スキー場については、形質変更を行う土地の面積が十二ヘクタール以上三十ヘクタール未満）であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満（スキー場については、土地の形質変更を行う土地の面積が三ヘクタール以上十二ヘクタール未満）であるもの）
十八 土石 の採取又 は鉱物の 掘採事業	イ 土、砂利（砂及び玉石を含む。）若しくは採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石（以下「土石」という。）の採取（河川の管理又は維持に係るものを除く。）又は鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物（以下「鉱物」という。）の掘採の事業	採取又は掘採の用に供される場所の面積が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、採取又は掘採の用に供される場所の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	採取又は掘採の用に供される場所の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、採取又は掘採の用に供される場所の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
	ロ 土石の採取又は鉱物の掘採の区域の変更の事業	採取又は掘採の用に供される場所の面積が五十ヘクタール以上増加するもの（配慮	採取又は掘採の用に供される場所の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未

		地域内にあつては、採取又は掘採の用に供される場所の面積が二十ヘクタール以上増加するもの)	満増加するもの(配慮地域内にあつては、採取又は掘採の用に供される場所の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満増加するもの)
十九 都市公園の建設事業	イ 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園(都市基幹公園、大規模公園又は国営公園に限る。以下「都市公園」という。)の新設の事業	配置される都市公園の区域の面積が百ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、配置される都市公園の区域の面積が四十ヘクタール以上であるもの)	配置される都市公園の区域の面積が四十ヘクタール以上百ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、配置される都市公園の区域の面積が十ヘクタール以上四十ヘクタール未満であるもの)
	ロ 都市公園の増設の事業	増設される都市公園の区域の面積が百ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、増設される都市公園の区域の面積が四十ヘクタール以上であるもの)	増設される都市公園の区域の面積が四十ヘクタール以上百ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、増設される都市公園の区域の面積が十ヘクタール以上四十ヘクタール未満であるもの)
二十 森林公園の建設事業	イ 森林公園の新設の事業	休養施設、教育文化施設又は宿泊施設(これらの施設の利用上必要となる施設を含む。以下「休養施設等」という。)の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が三十ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、休養施設等の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が十二ヘクタール以上であるもの)	休養施設等の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が十二ヘクタール以上三十ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、休養施設等の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が三ヘクタール以上十二ヘクタール未満であるもの)
	ロ 森林公園の増設の事業	増設される休養施設等の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が三十ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、増設される休養施設等の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が十二ヘクタール以上であるもの)	増設される休養施設等の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が十二ヘクタール以上三十ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、増設される休養施設等の建設の用に供するための土地であつて、形質変更を行う土地の面積が三ヘクタール以上十二ヘクタール未満であるもの)
二十一 学校用地の造成事業	学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「学校」という。)又は学校以外の教育施設	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの(配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの(配慮地域内にあつては、施行区域の面積

	設で職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、若しくは教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの若しくは学校教育に類する教育を行うもの一又は二以上の建設の用に供するためになされる土地（これらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためのものを含む。）の造成の事業	上であるもの)	が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの)
二十二 研究所用地又は研究所団地の造成事業	科学技術に関する研究、試験又は検査を行う施設一又は二以上の建設の用に供するためになされる土地（これらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためのものを含む。）の造成の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
二十三 墓地又は墓園の造成事業	墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号）第二条第五項に規定する墓地の造成又は都市計画法施行令（昭和三十四年政令第一百五十八号）第一条第二項第二号に掲げる墓園の建設の用に供する土地の造成の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
二十四 浄水施設又は配水施設用地の造成事業	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項の浄水施設又は配水施設の建設の用に供するためになされる土地の造成の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
二十五 下水道終末処理場の建設事業	イ 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の新設の事業	敷地の面積が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	敷地の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、敷地の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
	ロ 終末処理場の増設の事業	敷地の面積が五十ヘクタール以上増加するもの（配慮地域内にあつては、敷地の面積が二十ヘクタール以上増加するもの）	敷地の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満増加するもの（配慮地域内にあつては、敷地の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満増加するもの）
二十六 発	イ 工事その他土地の形状	施行区域の面積が五十ヘク	施行区域の面積が二十ヘク

生土処分場の建設事業	の変更行為の実施に伴って生ずる土石（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物に該当する土石を除く。以下「発生土」という。）の処分の用に供する場所（これと一体として設けられる処分する発生土の搬入、移送若しくは保管の作業の実施又は発生土の処分その他の作業に伴って生ずることが予想される災害防止のために必要とされる場所を含む。以下「発生土処分場」という。）の新設の事業	タール以上であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	タール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
	ロ 発生土処分場の増設の事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上増加するもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上増加するもの）	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満増加するもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満増加するもの）
二十七 公有水面の埋立て又は干拓の事業	公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項又は第二項に規定する公有水面の埋立ての事業	施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの）	施行区域の面積が二十ヘクタール以上五十ヘクタール未満であるもの（配慮地域内にあつては、施行区域の面積が五ヘクタール以上二十ヘクタール未満であるもの）
二十八 その他これらに準ずるものとして規則で定める事業	十の項から二十七の項までの事業のいずれか二以上の事業が併せて一の事業として行われる事業（以下「複合開発事業」という。）	次の算式により算定した数値が一以上であるもの 算式 $\frac{A}{100} + \frac{B}{50} + \frac{C}{30}$ 算式の符号 A 十の項、十六の項又は十九の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積 B 十一の項から十五の項まで、十七の項（スキー場を除く。）、十八の項又は二十一の項から二十七の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積 C 十七の項（スキー場に限り）又は二十の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積	次の算式により算定した数値が一以上であるもの 算式 $\frac{A}{50} + \frac{B}{40} + \frac{C}{20} + \frac{D}{12}$ 算式の符号 A 十の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積 B 十六の項又は十九の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積 C 十一の項から十五の項まで、十七の項（スキー場を除く。）、十八の項又は二十一の項から二十七の項までに該当する事業である場合は、当該事業の面積 D 十七の項（スキー場に

		<p>(配慮地域内にあつては、次の算式により算定した数値が一以上であるもの) 算式</p> $\frac{A}{50} + \frac{B}{40} + \frac{C}{20} + \frac{D}{12}$ <p>算式の符号</p> <p>A 十の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積</p> <p>B 十六の項又は十九の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積</p> <p>C 十一の項から十五の項まで、十七の項(スキー場を除く。)、十八の項又は二十一の項から二十七の項までに該当する事業である場合は、当該事業の面積</p> <p>D 十七の項(スキー場に限る。)又は二十の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積)</p>	<p>限る。)又は二十の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積</p> <p>(配慮地域内にあつては、次の算式により算定した数値が一以上であるもの) 算式</p> $\frac{A}{20} + \frac{B}{10} + \frac{C}{5} + \frac{D}{3}$ <p>算式の符号</p> <p>A 十の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積</p> <p>B 十六の項又は十九の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積</p> <p>C 十一の項から十五の項まで、十七の項(スキー場を除く。)、十八の項又は二十一の項から二十七の項までに該当する事業である場合は、当該事業の面積</p> <p>D 十七の項(スキー場に限る。)又は二十の項に該当する事業である場合は、当該事業の面積)</p>
--	--	--	---

備考 「配慮地域」とは、環境の保全について特に配慮をすべき地域として次の各号に掲げるものをいう。

- 一 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第二号又は第三号の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域
- 二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域
- 三 群馬県自然環境保全条例(昭和四十八年群馬県条例第二十四号)第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域
- 四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区
- 五 森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域
- 六 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十二条第一項の規定により定められた特別緑地保全地区
- 七 群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成二十六年群馬県条例第七十六号)第十八条第一項の規定により指定された生息地等保全地区